

沖縄県県営林入林許可要領

制定：令和3年10月11日 農森第1397号

(趣旨)

第1条 この要領は、県営林への入林に関し、沖縄県県営林管理規則（以下「県営林規則」と言う。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入林許可の対象県営林)

第2条 この要領において、入林許可の対象となる県営林は、無償貸付国有林、県が所有する県有林及び県行造林地とする。

(入林申請)

第3条 県営林は、次に掲げる目的の場合に限り入林を認めることとし、入林しようとする者は、原則入林の30日前までに、入林許可申請書（様式1号）を所管の農林水産振興センター所長に提出するものとする。

(1) 公用、公共用又は公共事業の用に供するとき。（県営林規則第6条第1項関係）

(2) 地元集落の催事の用に供するとき。（県営林規則第6条第5項関係）

(3) その他知事が特に必要と認める事業の用に供するとき。（県営林規則第6条第5項関係）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は入林申請及び次条に規定する入林許可を省略することができるものとする。

(1) 県が主催するイベント等に参加するとき。

(2) 入林の際に県職員が同行するとき。

(入林許可及び審査基準)

第4条 農林水産振興センター所長は、前条により入林許可申請書が提出されたときは、前条第1項各号に掲げる目的に応じ、次の各号の基準により内容を審査のうえ、適当だと認められる場合は入林許可証（様式2号）を交付するものとする。

(1) 「公用、公共用又は公共事業の用に供するとき」について

ア 国又は地方公共団体が申請者又は事業主体となるもので、入林を許可しても県営林の管理、運営上支障がないと判断されるものであること。

(2) 「地元集落の催事の用に供するとき」について

ア 地元集落で慣習的に行われている催事の用に供する場合で、且つ当該県営林でないとその目的が達成できないもので、入林を許可しても県営林の管理、運営上支障がないと判断されるものであること。

イ 入林許可申請書は、地元集落の代表者（区長等）から提出されていること。

(3) 「その他知事が特に必要と認める事業の用に供するとき」について

ア 沖縄県の森林・林業に関するもの（※注1）で、入林を許可しても県営林の管理、運営上支障がないと判断されるものであること。

ただし、当該入林により得られた情報・知見等（※注2）は、県が無償で提供を受け使用・活用等できること、及びその情報・知見等の公表について了承することを原則とする。

イ 入林許可申請者は、個人、法人等を問わない。

（※注1）「沖縄県の森林・林業に関するもの」とは、森林・林業の振興、森林の多面的機能の普及PR、学術的調査・研究、森林の環境保全をテーマとした調査・取材等含む。

（※注2）「当該入林により得られた情報・知見等」とは、写真、映像、画像、調査データ、報告書、論文、標本等で、その取扱等については入林許可申請時に県と調整するものとする。

2 農林水産振興センター所長は、前項の入林許可を交付する際に、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

（入林者の遵守事項）

第5条 県営林に入林する者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- （1）自然公園法等の関係法令や本要領の規定、ルール、マナーを守り、節度ある行動を心がけること。
- （2）許可を得ていない行為（立木竹の伐採・損傷、動植物の採取・捕獲・殺傷、土石の採取、枝条・枯死木等の採種等）は行わないこと。
- （3）生態系を攪乱、脅かす恐れがある動植物は持ち込まないこと。
- （4）たき火、たばこ等を含め、火気の使用はいっさい行わないこと。
- （5）入林に際しては、自らの責任と判断で無理のない計画を立て、事故及び怪我等のないよう十分に注意すること。また、万一の場合に備え、救急道具の持参や関係者との緊急連絡体制を整備すること。
- （6）入林による事故、怪我及び車両の物損等については、県は一切の責任を負わないものであること。また、県及びその関係する管理者等に対し、補償及び損害賠償を訴えないものであること。
- （7）入林の際は交付された許可証を携帯し、県から求められた場合は提示すること。

（その他）

第6条 この要領の実施に際し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和3年10月11日から施行する。